

間接工事費率等改定に伴う積算について

この度、国（国土交通省）及び道（北海道建設部）において、工事实態に則した積算となるよう、各種工事について、現場管理費率、一般管理費率の改定及び率の補正（共通仮設費率及び現場管理費率）の改定が行われたところです。

このため、岩見沢市においても、国及び道に準じて改定することとし、4月7日以降に入札を行う工事等より適用することといたしましたので、お知らせいたします。

平成27年4月7日

記

【対象工事等】

北海道建設部土木工事積算要領を用いる工事等

ただし、土木工事積算要領（機械設備編）及び土木工事積算要領（下水道編）の（機械設備編）を用いる工事等は除きます。

【改定内容】

○現場管理費率

○一般管理費等率

○施工地域・工事場所区分が「市街地」で工種が「鋼橋架設工事」「舗装工事」「電線共同溝工事」「道路維持工事」における共通仮設費率及び現場管理費率の補正